

岡山県公報

発行
岡山県



目次

担当課（室）

【告示】

- 指定障害児通所支援事業者の指定
- 指定通所支援の事業の廃止の届出
- 指定障害福祉サービス事業者の指定
- 指定障害福祉サービスの事業の廃止の届出

指導監査室

- 指定一般相談支援事業者の指定

健康推進課

- 精神通院医療を担当する医療機関の指定の辞退

道路整備課

- 道路の区域変更
- 道路の供用開始

【公告】

- 国土調査の成果の認証

中山間・地域振興課

- 平成三十二年度岡山県農林水産総合セン

農政企画課

- ター農業大学の学生の募集

建築指導課

- 開発許可を受けた開発行為に関する工事の完了

総務企画課

【企業局】

- 浄水ケーキの販売代金の収納事務の委託

目次

担当課（室）

平成31年4月16日 岡山県公報 第12085号

◎岡山県告示第二百四号

児童福祉法（昭和二十二年法律第六十四号）第二十一条の五の三第一項の規定により、次の指定障害児通所支援事業者を指定した。

平成三十一年四月十六日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 事業所の名称及び所在地

1 名称

夢門塾ゆうゆう津山

2 所在地

津山市上河原二一七番地一

二 事業者の名称及び主たる事務所の所在地

1 名称

介護福祉サービス株式会社

2 主たる事務所の所在地

広島県福山市新市町大字新市八八八番地

三 指定年月日

平成三十一年二月一日

四 事業所番号

三三五〇三〇〇二一〇

五 事業の種類別

放課後等デイサービス

一 事業所の名称及び所在地

1 名称

放課後等デイサービス事業所よつば

2 所在地

津山市東一宮一二一

二 事業者の名称及び主たる事務所の所在地

1 名称

株式会社 andiamo

平成31年4月16日 岡山県公報 第12085号

2 主たる事務所の所在地

津山市押入一四三一―二

3 指定年月日

平成三十一年二月一日

4 事業所番号

三三五〇三〇〇二二八

5 事業の種類別

放課後等デイサービス

一 事業所の名称及び所在地

1 名称

ぼこ・あ・ぼこ藤戸

2 所在地

倉敷市藤戸町藤戸三一六

二 事業者の名称及び主たる事務所の所在地

1 名称

特定非営利活動法人 k i r a r a

2 主たる事務所の所在地

倉敷市水江一四六四―三

三 指定年月日

平成三十一年二月一日

四 事業所番号

三三五〇二〇〇二四六

五 事業の種類別

保育所等訪問支援

一 事業所の名称及び所在地

1 名称

夢門塾ゆうゆう笠岡2組

2 所在地

平成31年4月16日 岡山県公報 第12085号

笠岡市西大島新田一六一―一

二 事業者の名称及び主たる事務所の所在地

1 名称

介護福祉サービス株式会社

2 主たる事務所の所在地

広島県福山市新市町大字新市八八八番地

三 指定年月日

平成三十一年三月一日

四 事業所番号

三三五〇五〇〇〇七四

五 事業の種類別

放課後等デイサービス

一 事業所の名称及び所在地

1 名称

よつばのクローバー国分寺

2 所在地

津山市国分寺二三三―六

二 事業者の名称及び主たる事務所の所在地

1 名称

株式会社大知

2 主たる事務所の所在地

岡山市北区平田一二五―一〇五

三 指定年月日

平成三十一年三月一日

四 事業所番号

三三五〇三〇〇二二五六

五 事業の種類別

放課後等デイサービス

平成31年4月16日 岡山県公報 第12085号

一 事業所の名称及び所在地

1 名称

コロン コロン2

2 所在地

総社市中央二丁目二二一―一五―一〇一号

二 事業者の名称及び主たる事務所の所在地

1 名称

一般社団法人TMY

2 主たる事務所の所在地

総社市駅前二丁目一五―一八

三 指定年月日

平成三十一年四月一日

四 事業所番号

三三五〇八〇〇一九三

五 事業の種類

放課後等デイサービス

一 事業所の名称及び所在地

1 名称

リエゾン

2 所在地

備前市吉永町神根本八六五

二 事業者の名称及び主たる事務所の所在地

1 名称

一般社団法人リエゾン

2 主たる事務所の所在地

備前市吉永町神根本八一六一

三 指定年月日

平成三十一年四月一日

四 事業所番号

平成31年4月16日 岡山県公報 第12085号

三三五一一〇〇〇五六

五 事業の種類別

放課後等デイサービス

一 事業所の名称及び所在地

1 名称

児童発達支援センターさんぽるて

2 所在地

倉敷市鶴の浦二丁目五五―三三八

二 事業者の名称及び主たる事務所の所在地

1 名称

社会福祉法人めやす箱

2 主たる事務所の所在地

倉敷市青江七三九番

三 指定年月日

平成三十一年四月一日

四 事業所番号

三三五〇二〇〇七二五

五 事業の種類別

児童発達支援

一 事業所の名称及び所在地

1 名称

放課後等デイサービスあんずの家

2 所在地

赤磐市桜が丘東六丁目六番地七〇四

二 事業者の名称及び主たる事務所の所在地

1 名称

社会福祉法人岡山子ども協会

2 主たる事務所の所在地

平成31年4月16日 岡山県公報 第12085号

赤磐市桜が丘西三丁目一四番地の一九

三 指定年月日

平成三十一年四月一日

四 事業所番号

三三五一三〇〇九四

五 事業の種類別

放課後等デイサービス

一 事業所の名称及び所在地

1 名称

Kidsみまさか

2 所在地

美作市林野三四二

二 事業者の名称及び主たる事務所の所在地

1 名称

特定非営利活動法人未来・みまさか

2 主たる事務所の所在地

美作市林野三四二

三 指定年月日

平成三十一年四月一日

四 事業所番号

三三五一五〇〇三二

五 事業の種類別

放課後等デイサービス

平成31年4月16日 岡山県公報 第12085号

◎岡山県告示第二百五号

児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号）第二十一条の五の二十四第四項の規定により、次の指定通所支援の事業を廃止する旨の届出があった。

平成三十一年四月十六日

岡山県知事 伊原 木 隆 太

一 事業所の名称及び所在地

1 名称

倉敷市くすのき園

2 所在地

倉敷市有城七一〇

二 事業者の名称及び主たる事務所の所在地

1 名称

倉敷市

2 主たる事務所の所在地

倉敷市西中新田六四〇番地

三 廃止年月日

平成三十一年三月三十一日

四 事業所番号

三三五〇二〇〇一三九

五 事業の種別

医療型児童発達支援、放課後等デイサービス

一 事業所の名称及び所在地

1 名称

ここキッズ

2 所在地

倉敷市生坂二二五七一

二 事業者の名称及び主たる事務所の所在地

1 名称

ここキッズ株式会社

平成31年4月16日 岡山県公報 第12085号

2 主たる事務所の所在地

倉敷市生坂二二五七一

三 廃止年月日

平成三十一年三月三十一日

四 事業所番号

三三五〇二〇〇一八八

五 事業の種類別

放課後等デイサービス

平成31年4月16日 岡山県公報 第12085号

◎岡山県告示第二百六号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第百二十三号）第二十九条第一項の規定により、次の指定障害福祉サービス事業者を指定した。

平成三十一年四月十六日

岡山県知事 伊原 木 隆 太

一 事業所の名称及び所在地

1 名称

ヘルパーステーションふあくすと

2 所在地

都窪郡早島町早島二五三二番地二

二 事業者の名称及び主たる事務所の所在地

1 名称

株式会社First

2 主たる事務所の所在地

都窪郡早島町早島二五三二番地二

三 指定年月日

平成三十年十一月一日

四 事業所番号

三三一二六〇〇一一

五 サービスの種類

居宅介護

平成31年4月16日 岡山県公報 第12085号

◎岡山県告示第二百七号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第百二十三号）第四十六条第二項の規定により、次の指定障害福祉サービスの事業を廃止する旨の届出があった。

平成三十一年四月十六日

岡山県知事 伊原 木 隆 太

一 事業所の名称及び所在地

1 名称

ヘルパーステーションほのか

2 所在地

玉野市長尾五五七一

二 事業者の名称及び主たる事務所の所在地

1 名称

株式会社ハート&クリエーション

2 主たる事務所の所在地

玉野市明神町八番二八号

三 廃止年月日

平成三十一年三月三十一日

四 事業所番号

三三一〇四〇〇三三二一

五 サービスの種類

居宅介護、重度訪問介護

一 事業所の名称及び所在地

1 名称

星空

2 所在地

玉野市御崎二一―二一四七

二 事業者の名称及び主たる事務所の所在地

1 名称

平成31年4月16日 岡山県公報 第12085号

株式会社MRHM

2 主たる事務所の所在地

倉敷市帯高二〇一七

三 廃止年月日

平成三十一年三月三十一日

四 事業所番号

三三一〇四〇〇三六五

五 サービスの種類

居宅介護、重度訪問介護

平成31年4月16日 岡山県公報 第12085号

◎岡山県告示第二百八号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第百二十三号）第五十一条の十四第一項の規定により、次の指定一般相談支援事業者を指定した。

平成三十一年四月十六日

岡山県知事 伊原 木 隆 太

一 事業所の名称及び所在地

1 名称

愛の実相談支援センター

2 所在地

総社市黒尾六三二番地

二 事業者の名称及び主たる事務所の所在地

1 名称

一般社団法人愛の実

2 主たる事務所の所在地

総社市黒尾六三二番地

三 指定年月日

平成三十年十二月一日

四 事業所番号

三三三〇八〇〇〇六五

五 サービスの種類

地域移行支援、地域定着支援

◎岡山県告示第二百九号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第百二十三号）第五十九条第一項の規定により指定を受けた次の精神通院医療を担当する医療機関について、同法第六十五条の規定によりその指定を辞退する旨の届出を受理した。

平成三十一年四月十六日

岡山県知事 伊原木 隆 太

指定を辞退した医療機関

名称

所在地

辞退年月日

かえで薬局

総社市三須一三四四一三

平成三十一年三月三十一日

さくら薬局長船店

瀬戸内市長船町土師一二二一六

平成三十一年三月三十一日

平成31年4月16日 岡山県公報 第12085号

◎岡山県告示第二百十号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

その関係図面は、岡山県土木部道路整備課において告示の日から二十日間一般の縦覧に供する。

平成三十一年四月十六日

岡山県知事 伊原木 隆 太

- 一 道路の種類 県道
- 二 路線名 三浦勝北線
- 三 道路の区域

| 区 域 | 新 旧 別 | 幅 員 (メートル) | 延 長 (メートル) |
|---------------------|-------|---------------|---------------|
| 津山市大岩字林野墓田二一九番一地先から | 新 | 一一・九〇 三五・一 | 四一七・七 |
| 津山市大岩字林野墓田二一九番一地先から | 旧 | 六・五〇 一八・一 | 四一七・七 |
| 津山市市場字大手一一一三番一地先まで | | | |

平成31年4月16日 岡山県公報 第12085号

◎岡山県告示第二百十一号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定により、道路の供用を次のとおり開始する。

その関係図面は、岡山県土木部道路整備課において告示の日から二十日間一般の縦覧に供する。

平成三十一年四月十六日

岡山県知事 伊原木 隆 太

| 道路の種類 | 路線名 | 区間 | 供用開始年月日 |
|-------|-------|--|-------------|
| 県道 | 黒忠井原線 | 井原市野上町字イザサ四四八九番二地先から 井原市野上町字イザサ四四九〇番一地先まで | 平成三十一年四月十六日 |

平成31年4月16日 岡山県公報 第12085号

〔二五八〕 国土調査法（昭和二十六年法律第八十号）第十九条第二項の規定により、次のとおり国土調査の成果を認証した。

平成三十一年四月十六日

岡山県知事 伊原木 隆 太

| 調査を行った者の名称 | 調査を行った期間 | 成果の名称 | 調査を行った地域 | 認証年月日 |
|------------|---------------------------|---------------------|----------|------------|
| 新見市 | 平成二十九年五月 ～ 平成三十年十二月 | 新見市 地籍図及び 地籍簿 | 高尾の一部 | 平成三十一年四月八日 |
| 真庭市 | 平成二十九年五月 ～ 平成三十一年二月 | 真庭市 地籍図及び 地籍簿 | 延風の一部 | 平成三十一年四月八日 |
| 真庭市 | 平成二十九年四月 ～ 平成三十一年二月 | 真庭市 地籍図及び 地籍簿 | 本庄の一部 | 平成三十一年四月八日 |
| 高梁市 | 平成二十九年四月 ～ 平成三十一年一月 | 高梁市 地籍図及び 地籍簿 | 中井町の一部 | 平成三十一年四月八日 |

〔二五九〕平成三十二年年度の岡山県農林水産総合センター農業高等学校（以下「農業大学校」という。）の学生の募集を次のとおり実施する。

平成三十一年四月十六日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 募集課程及び募集人員

園芸課程（果樹コース・野菜コース・花きコース）及び畜産課程（和牛コース）の両課程で計三十五名

推薦入学人員は、募集人員のおおむね七割とするとともに、各コース十名以内を原則とする。

二 受験資格

1 推薦入学・一般入学共通

次のいずれかに該当する者

(1) 学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）に規定する高等学校若しくは中等教育学校を卒業した者（平成三十二年三月卒業見込みの者を含む。）又は通常の課程による十二年の学校教育（通常の課程以外の課程によるこれに相当する学校教育を含む。）を修了した者（平成三十一年三月修了見込みの者を含む。）

(2) 外国において、学校教育における十二年の課程を修了した者（平成三十二年三月修了見込みの者を含む。）

(3) 高等学校卒業程度認定試験規則（平成十七年文部科学省令第一号）による高等学校卒業程度認定試験に合格した者（同令附則第二条の規定による廃止前の大学入学資格検定規程（昭和二十六年文部省令第十三号）による大学入学資格検定に合格した者を含む。）

(4) (1)に掲げる者と同等以上の学力があると認められる者

2 推薦入学

次の要件を全て満たす者

- (1) 県内での就農意欲が高く、本県農業の担い手となる意思が強い者であること。
- (2) 人物及び健康に優れ、高等学校長等が責任を持って推薦する者であること。
- (3) 農業大学校を専願する者であること。

3 一般入学（前期・後期）

本県農業の担い手となる意思が強い者

三 入学試験等

1 推薦入学

(1) 入学志願手続

ア 受付期間

平成三十一年八月二十八日（水曜日）から同年九月十一日（水曜日）まで。

なお、郵便又は信書便による送付（以下「郵送等」という。）の場合は、同日付の消印又は通信日付印があるものまで受け付ける。

イ 提出書類

(ア) 入学願書（所定の用紙）

(イ) 履歴書（所定の用紙）

(ウ) 最終学校の調査書（当該学校の校長が作成したもの）

(エ) 身体検査書（所定の用紙。平成三十二年三月に高等学校又は中等教育学校を卒業見込みの者については、不要）

(オ) 志望動機及び将来計画書（所定の用紙）

(カ) 写真 二枚（出願前三月以内に撮影した正面、上半身、無帽の縦四センチメートル、横三センチメートルのものとし、一枚は(イ)の履歴書に貼り付けること。）

(キ) 推薦書（所定の用紙）

a 高等学校又は中等教育学校の在校生については、その在籍する学校の校長の推薦書

b その他の者については、次のいずれかに該当する者の推薦書

(a) 出身の高等学校又は中等教育学校の校長

(b) 本人若しくは保護者の現住所又は就農予定地を所轄する市町村長又は農業協同組合長

(ク) 宛名を明記し、「簡易書留」と朱書きの上、三百九十二円分の切手を貼った

返信用封筒（長形三号）

ウ 提出先

農業大学校

〒七〇一―二二二三 赤磐市東窪田一五七

(2) 入学試験

ア 試験日時

平成三十一年九月二十八日（土曜日）午前九時三十分から

イ 試験場所

農業大学校

ウ 試験科目

筆記試験及び面接

エ 筆記試験の科目

小論文

(3) 合格発表

平成三十一年十月十一日（金曜日）午前十時頃

（農業大学校職員室前掲示板及び農業大学校のホームページ（<http://www.pref.okayama.jp/soshiki/234/>）に掲示するとともに、本人に通知する。）

2 一般入学

(1) 入学志願手続

ア 受付期間

(ア) 前期試験

平成三十一年十月十六日（水曜日）から同月三十日（水曜日）まで。なお、

郵送等の場合は、同日付けの消印又は通信日付印があるものまで受け付ける。

(イ) 後期試験

平成三十二年一月六日（月曜日）から同月十五日（水曜日）まで。なお、

郵送等の場合は、同日付けの消印又は通信日付印があるものまで受け付ける。

イ 提出書類

(ア) 入学願書（所定の用紙）

(イ) 履歴書（所定の用紙）

(ウ) 最終学校の調査書（当該学校の校長が作成したもの）

(エ) 身体検査書（所定の用紙。平成三十二年三月に高等学校又は中等教育学校

を卒業見込みの者については不要）

(オ) 志望動機及び将来計画書（所定の用紙）

(カ) 写真 二枚（出願前三月以内に撮影した正面、上半身、無帽の縦四センチ

メートル、横三センチメートルのものとし、一枚は(イ)の履歴書に貼り付ける

こと。)

(キ) 宛名を明記し、「簡易書留」と朱書きの上、返信に必要な郵便料金に相当する切手を貼った返信用封筒(長形三号)(郵便料金については、消費税率の引上げにより変更される場合があるため、農業大学のホームページ (<http://www.pref.okayama.jp/soshiki/234/>) を確認すること。)

ウ 提出先

1(1)ウに同じ。

エ 推薦入学試験及び一般入学前期試験の合格状況によっては、一般入学後期試験を実施しないことがある。

オ 推薦入学試験に不合格となった者のうち一般入学前期試験又は一般入学後期試験の受験を志願するもの及び一般入学前期試験に不合格となった者のうち一般入学後期試験の受験を志願するものは、次の書類をアの受付期間中に提出することにより、当該試験を受験することができる。

(ア) 入学願書(所定の用紙)

(イ) 写真 一枚(出願前三月以内に撮影した正面、上半身、無帽の縦四センチメートル、横三センチメートルのもの)

(ウ) 宛名を明記し、「簡易書留」と朱書きの上、返信に必要な郵便料金に相当する切手を貼った返信用封筒(長形三号)(郵便料金については、消費税率の引上げにより変更される場合があるため、農業大学のホームページ (<http://www.pref.okayama.jp/soshiki/234/>) を確認すること。)

(エ) 第一志望の専攻コースを変更する場合にあつては、志望動機及び将来計画書(所定の用紙)

(2) 入学試験

ア 試験日時

(ア) 前期試験

平成三十一年十一月十五日(金曜日) 午前九時三十分から

(イ) 後期試験

平成三十二年一月二十九日(水曜日) 午前九時三十分から

イ 試験場所

農業大学校

ウ 試験科目

筆記試験及び面接

エ 筆記試験の科目

必須科目 小論文

選択科目

次の科目のうちいずれか一つの科目を選択すること。ただし、いずれの科目を選択した場合であっても基礎的な学力を問う共通の計算問題を出題する。

(ア) 数学Ⅰ

(イ) 生物基礎

(ウ) 農業と環境

(3) 合格発表

ア 前期試験

平成三十一年十一月二十九日（金曜日）午前十時頃

イ 後期試験

平成三十二年二月七日（金曜日）午前十時頃

（農業大学校職員室前掲示板及び農業大学校のホームページ（<http://www.pref.okayama.jp/soshiki/234/>）に掲示するとともに、本人に通知する。）

四 その他

1 修業年限 二年

2 募集人員に満たない場合は、二次募集を行う場合がある。

3 入学志願手続その他についての問い合わせ先

農業大学校

電話（〇八六）九五五―〇五五〇

平成31年4月16日 岡山県公報 第12085号

〔一六〇〕 次の者に係る都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条の規定による開発許可を受けた開発行為に関する工事が完了した。

平成三十一年四月十六日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 開発区域又は工区に含まれる地域の名称

総社市西阿曾字西屋敷一八〇―一

二 許可を受けた者の住所及び氏名

総社市西阿曾一八〇―二

仲田 悟

三 許可番号

岡山県指令建指第三二一号

◎岡山県企業局告示第一号

地方公営企業法（昭和二十七年法律第二百九十二号）第三十三条の二の規定により、
浄水ケークの販売代金の収納の事務を次のとおり委託した。

平成三十一年四月十六日

岡山県公営企業管理者 佐藤 一雄

一 委託した事務の内容

浄水ケークの販売代金に係る収納の事務

二 委託を受けた者の住所及び名称

倉敷市真備町市場二八七二一七

泉興産株式会社

三 委託を受けた事務を行う場所

倉敷市連島町西之浦五九一二一三 岡山県企業局西之浦浄水場内

倉敷市連島町鶴新田一二〇〇 岡山県企業局鶴新田浄水場内

四 委託の期間

平成三十一年四月一日から平成三十二年三月三十一日まで